

○学校法人愛知大学寄附行為

1951年3月14日

制定

最終改正 2020年10月28日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人愛知大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県豊橋市町畑町字町畑1番地の1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校を設置して、教育研究を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 愛知大学

大学院

法学研究科

経済学研究科

経営学研究科

中国研究科

文学研究科

国際コミュニケーション研究科

法務研究科（専門職大学院）

文学部

人文社会学科

心理学科

歴史地理学科

日本語日本文学科

経済学部

経済学科

法学部

法学科

経営学部

経営学科

会計ファイナンス学科

現代中国学部

現代中国学科

国際コミュニケーション学部

英語学科
国際教養学科
地域政策学部
地域政策学科

(2) 愛知大学短期大学部
ライフデザイン総合学科
第2章 役員及び理事会
(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上20名以内（理事長を含む。）
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- (理事)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 愛知大学の学長、副学長及び各学部長並びに愛知大学短期大学部長、事務局長
 - (2) 評議員のうちから、理事会の推薦に基づき評議員会において選任した者 1～2名
 - (3) この法人以外の学識経験者のうち理事会において選任した者 4～6名
- 2 前項第1号に規定する理事は、その職を退いたとき、第2号に規定する理事は、評議員の職を退いたときは、理事の職を失う。
- (理事長)

第7条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、学長をもってこれにあてる。
 - 3 理事長以外の理事は、この法人を代表しない。
- (理事の職務)

第8条 理事（理事長を除く。）は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事)

第9条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教育職員その他の職員を含む。以下同じ。）及び評議員以外の者、並びに役員の配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 監事のうち1名の常勤監事を置くことができる。
- 4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年

度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること

(5) 第1号から第3号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

5 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

6 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第10条 役員(第6条第1項第1号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任を妨げない。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員定年)

第11条 役員(第6条第1項第1号に規定する理事を除く。)の定年は75歳とする。ただし、常勤監事は70歳とする。

2 役員が任期の途中において、前項の満年齢を迎えた場合、定年に達した日の属する年度の翌年度5月31日に退任することとする。

(役員解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 前項において、第6条第1項第1号に規定する理事を解任する場合には、常任理事会、学内理事会及び大学評議員会の議を経なければならない。

- 3 学内理事会及び大学評議会に関する規定は、別に定める。
- 4 役員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき
 - (5) 前条各項に該当したとき(役員の補充)

第13条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(理事会)

第14条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会はこの法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事長は、理事会の議長となり、その議事を総括する。ただし、第9条第5項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 4 理事会は、理事長が随時招集する。ただし、理事総数の2分の1以上の理事、又は評議員会から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、理事長はその請求のあった日から2週間以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を通知しなければならない。
- 6 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、第15条第2項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 7 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
- 8 理事長のもとに常任理事会を置き、理事会の決定した基本方針にもとづいてその執行にあたりるとともに、業務についての政策立案を行う。
- 9 常任理事会に関する規定は、別に定める。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決する。

- 2 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第16条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事2名が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなけれ

ばならない。

第3章 評議員及び評議員会
(評議員会)

第17条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、45名以上55名以内の評議員をもって組織する。
(評議員)

第18条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 愛知大学の学長、副学長及び各学部長並びに愛知大学短期大学部長、事務局長
- (2) この法人の職員のうちから、理事会において選任した者 2～4名
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 10名
- (4) この法人の設置する学校の後援会普通会員のうちから、理事会において選任した者 2～3名
- (5) 学識経験者のうち理事会において選任した者 20～26名

2 前項第1号に規定する評議員は、その職を退いたとき、第2号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたとき、第4号の評議員は、後援会普通会員の資格を失ったときは、評議員の職を失う。

(任期)

第19条 評議員(前条第1項第1号に規定する者を除く。以下この条において同じ。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任を妨げない。

3 評議員は、任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。
(定年)

第20条 評議員(第18条第1項第1号及び第2号に規定する評議員を除く。)の定年は75歳とする。

2 評議員が任期の途中において、前項の満年齢を迎えた場合、定年に達した日の属する年度の翌年度5月31日に退任することとする。

(議長)

第21条 評議員会に、議長を置く。

2 前項の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。
(評議員の解任及び退任)

第22条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 前項において、第18条第1項第1号に規定する評議員を解任する場合には、常任理事会、学内理事会及び大学評議員会の議を経なければならない。

3 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 第20条各項に該当したとき
(会議)

第23条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員、又は監事から、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 3 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を通知しなければならない。
- 4 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。ただし、第7項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 5 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 6 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の過半数で決する。
- 7 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
(諮問事項)

第24条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 残余財産の処分に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの
(意見具申等)

第25条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(議事録)

第26条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した評議員2名が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第29条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において決定する。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において決定する。

(決算及び実績の報告)

第30条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第31条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書並びに役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第32条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準（役員の報酬）

第33条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（会計年度）

第34条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第5章 解散及び合併

（解散）

第35条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の4分の3以上の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第36条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第37条 この法人が合併しようとするときは、理事会における理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第6章 補則

（寄附行為の変更）

第38条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

（書類及び帳簿の備付）

第39条 この法人は、第31条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 理事会及び評議員会の議事録

(2) 各年度の予算及び決算の書類

(3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、愛知大学の掲示場に掲示して行う。

(役員为学校法人に対する損害賠償責任)

第41条 役員は、その任務を怠ったときは、私立学校法に基づき、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(責任の免除)

第42条 前条の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

第43条 前条の規定にかかわらず、第41条の責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第44条 第42条の規定にかかわらず、理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）の第41条の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則（昭和26年1月17日理事会決定／昭和26年3月5日組織変更に伴う認可／昭和26年3月14日登記）

- 1 この寄附行為は、この法人の組織変更の登記をした日から施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長） 本 間 喜 一

理事 横 田 忍

理事 小岩井 浄

理事 大 竹 藤 知

理事 神 野 太 郎

理事 片 山 理

理事 磯 村 弥 八

理事 秋 葉 隆

理事 玉 井 茂

理事 森 谷 克 己

監事 河 合 源三郎

監事 神 藤 寅 吉

附 則（昭和28年4月17日理事会決定／昭和28年6月5日収益事業部の設置に伴う変更

認可／昭和28年6月19日登記)

この寄附行為は、昭和28年6月19日から施行する。

附 則 (昭和38年2月28日理事会決定／昭和38年4月23日旧制愛知大学が昭和38年3月31日限り廃止されることに伴う附則の変更認可)

この寄附行為は、昭和38年4月23日から施行する。

附 則 (昭和51年11月6日理事会決定／昭和51年11月19日登記／昭和51年11月30日現在認可を受け開設している学部、学科等の表示に伴う変更届出)

この寄附行為は、昭和51年11月19日から施行する。

附 則 (昭和51年11月6日理事会決定／昭和52年3月30日大学院経営学研究科の設置並びに収益事業の規定の削除、評議員の定数の改正及び全文の字句の整理等に伴う変更認可／昭和52年4月11日登記)

この寄附行為は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年3月24日理事会決定／昭和54年6月5日短期大学部法経科第2部の廃止に伴う変更認可／昭和54年6月21日登記)

この寄附行為は、昭和54年6月5日から施行する。

附 則 (昭和63年5月24日理事会決定／昭和63年12月22日経済学部1部、経済学部2部、法学部1部、法学部2部及び経営学部の設置並びに理事及び評議員の定数の改正に伴う変更認可／昭和63年12月26日登記)

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和63年12月22日)から施行する。

附 則 (平成2年11月9日理事会決定／平成3年3月20日大学院中国研究科及び文学研究科の設置並びに字句の整理に伴う変更認可／平成3年4月8日登記)

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成3年3月20日)から施行する。

附 則 (平成7年8月24日理事会決定／平成8年12月19日現代中国学部の設置並びに理事、評議員の定数の改正及び字句の整理に伴う変更認可／平成9年1月17日登記)

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成8年12月19日)から施行する。

附 則 (平成9年12月16日法経学部第1部、法経学部第2部の廃止に伴う変更認可)

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成9年12月16日)から施行する。

附 則 (平成9年12月19日国際コミュニケーション学部の設置並びに理事、評議員の定数の改正及び字句の整理に伴う変更認可)

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成9年12月19日)から施行する。

附 則 (平成10年12月22日文学部日本・中国文学科及び欧米文学科の設置に伴う変更認可)

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成10年12月22日)から施行する。

附 則

(施行期日)

平成11年6月30日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

(愛知大学短期大学部の文科及び生活科の存続に関する経過措置)

愛知大学短期大学部の文科及び生活科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわら

ず平成12年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成13年12月20日愛知大学大学院国際コミュニケーション研究科の設置及び文部大臣が文部科学大臣に変更されたことに伴う変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年12月20日）から施行する。

附 則（平成14年10月11日管理運営組織の変更に伴う変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年10月11日）から施行する。

附 則（平成15年11月27日大学院法務研究科（専門職大学院）の設置及び寄附行為変更に係る届出事項の規定化に伴う変更認可）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附 則（経済学部1部及び法学部1部の名称変更に伴う変更届出）

（施行期日）

平成16年3月27日理事会決議のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

（愛知大学経済学部1部及び法学部1部の存続に関する経過措置）

愛知大学経済学部1部及び法学部1部は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成16年3月31日に当該学部等に在学する者が、当該学部等に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（私立学校法の一部改正、役員及び評議員の定年制を設けたこと、評議員の定数の改正、及び理事会議事録の署名人数の変更等に伴う変更認可）

（施行期日）

- 1 平成17年3月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第9条第2項第3号の規定は、平成16年4月1日以後に始まる会計年度に係る監査報告書について適用する。
- 3 第11条第1項及び第20条第1項の規定にかかわらず、役員及び評議員の定年は、平成18年4月1日以降の就任者から適用する。
- 4 第24条第1項第2号の規定は、施行日以後の期日とその計画期間の始期とする事業計画について適用する。
- 5 第30条第2項の規定は、平成16年4月1日以後に始まる会計年度に係る決算及び事業の実績について適用する。
- 6 第31条第1項の規定は、平成16年4月1日以後に始まる会計年度に係る事業報告書について適用する。
- 7 第31条第2項の規定は、平成16年4月1日以後に始まる会計年度に係る同項に規定する財産目録等について適用する。

附 則（文学部人文社会学科、経営学部会計ファイナンス学科及び短期大学部ライフデザイン総合学科の設置に伴う変更届出）

（施行期日）

平成17年3月26日理事会決議のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月5日大学院会計研究科（専門職大学院）の設置に伴う変更認可）
この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年12月5日）から施行する。

附 則（文学部文学科の廃止に伴う変更届出）
（施行期日）

平成18年3月25日理事会決議のこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（監事の定数の改正に伴う変更認可）
（施行期日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年5月22日）から施行する。

附 則（短期大学部言語文化学科及び現代生活学科の廃止に伴う変更届出）
（施行期日）

平成19年3月24日理事会決議のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（地域政策学部地域政策学科の設置に伴う変更届出）
（施行期日）

平成22年10月16日理事会決議のこの寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（地域政策学部地域政策学科設置による理事及び評議員の定数の改正に伴う変更認可）
（施行期日）

平成23年1月26日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（経済学部2部経済学科及び法学部2部法学科の廃止に伴う変更届出）
（施行期日）

平成23年3月26日理事会決議のこの寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（文学部欧米文学科の廃止に伴う変更届出）
（施行期日）

平成23年5月28日理事会決議のこの寄附行為は、平成23年5月29日から施行する。

附 則（文学部日本・中国文学科の廃止に伴う変更届出）
（施行期日）

平成23年12月17日理事会決議のこの寄附行為は、平成23年12月18日から施行する。

附 則（文学部哲学科の廃止に伴う変更届出）
（施行期日）

平成24年3月24日理事会決議のこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（文学部社会学科の廃止に伴う変更届出）
（施行期日）

平成24年10月27日理事会決議のこの寄附行為は、平成24年10月28日から施行する。

附 則（国際コミュニケーション学部言語コミュニケーション学科の名称変更に伴う変更届出）
（施行期日）

平成24年5月26日理事会決議のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

（愛知大学国際コミュニケーション学部言語コミュニケーション学科の存続に関する経過措

置)

愛知大学国際コミュニケーション学部言語コミュニケーション学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（文学部史学科の廃止に伴う変更届出）

（施行期日）

平成25年3月23日理事会決議のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（役員、評議員の定年の見直し及び常勤監事の規定化に伴う変更認可）

（施行期日）

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年4月9日）から施行する。

（経過措置）

2 第11条第1項及び第20条第1項の規定にかかわらず、役員及び評議員の定年は、附則第1項に定める施行期日以降の就任者から適用する。

附 則（大学院会計研究科（専門職大学院）の廃止に伴う変更届出）

（施行期日）

平成27年3月21日理事会決議のこの寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（国際コミュニケーション学部比較文化学科の名称変更に伴う変更届出）

（施行期日）

平成29年5月27日理事会決議のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

（愛知大学国際コミュニケーション学部比較文化学科の存続に関する経過措置）

愛知大学国際コミュニケーション学部比較文化学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（文学部心理学科の設置に伴う変更届出）

（施行期日）

平成29年12月16日理事会決議のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（ガバナンス体制の見直しに伴う変更認可）

（施行期日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年8月28日）から施行する。

附 則（評議員の退任日の見直しに伴う変更認可）

（施行期日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年12月25日）から施行する。

附 則（私立学校法の改正に伴う変更認可）

（施行期日）

令和2年2月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（文学部歴史地理学科及び日本語日本文学科の設置に伴う変更届出）

（施行期日）

令和2年10月24日理事会決議のこの寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。